

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方には、都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた納税者の方を対象に、まだ納期限が到来していない税金を減免する制度があります。概要は次のとおりです。

- 1 減免する場合
床上浸水、崖崩れ、家屋損壊等の被害を受けた場合
- 2 対象となる都税(詳細は別紙のとおり)
固定資産税・都市計画税(23区内)
不動産取得税
個人事業税
事業所税(23区内) など

- 3 減免の手続き
減免を受けるためには、納期限までに納税者ご本人からの申請が必要です。
被災された方は、各区役所・市役所・町村役場(火災の場合は消防署)の発行する「り災証明書」など、被害の事実を証明する書類を添えて、管轄の都税事務所に申請書を提出してください。

また、災害が原因で自動車が使用できなくなり、解体した場合には、自動車税の減額制度があります(詳細は別紙のとおり)。

さらに、災害により都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度があります。なお、納税の猶予を受ける場合にも申請が必要となります。

都税の減免等に関するお問い合わせ先

減免及び納税の猶予については、所管の各都税事務所にお問い合わせください。
自動車税の減額については、自動車税コールセンターにお問い合わせください。
東京都自動車税コールセンター (03) 3525 - 4066

固定資産税・都市計画税【23区内】

災害等により、滅失または甚大な被害を受けた土地、家屋、償却資産については、次のような場合にその被災の程度に応じて減免されます。

(1)土地

崖崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、土地の効用を妨げられた地積の割合が全地積の20%以上の場合

(2)家屋

損壊、焼失または流失した部分の床面積が、家屋の延床面積の20%以上の場合
浸水が床面以上に達した場合

ととを合わせて適用はできません。

(3)償却資産

損害を受けた償却資産が、全償却資産の20%以上の場合

不動産取得税

災害等により、滅失または損壊した不動産(土地・家屋)については、次のような場合にその被災の程度に応じて減免されます。ただし、土地については崖崩れ、地滑り等により現に地積が減じたことが認められる場合に限り、また、家屋の床上及び床下浸水については減免の対象外です。

(1) 取得した不動産が、その不動産取得税の納期限までに災害等により滅失または損壊した場合(取得した不動産を災害等の時まで譲渡していた場合は除きます。)

(2) 災害等により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を災害等後3年以内に取得した場合(上記(1)により既に不動産取得税が減免された場合は除きます。)

個人事業税

災害等により、事業用資産(店舗、工場、建物、機械設備、商品等)や住宅・家財等について損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免されます。

ただし、資産の損害金額(保険金や損害賠償金等で補填された金額を除きます。)が、合計所得金額の20%を超えている場合に限り、

「合計所得金額」とは、事業所得・不動産所得・雑所得のほか、給与所得や退職所得等を合算した、青色申告特別控除前の金額をいいます。

事業所税【23区内】

災害等により、事業所用家屋が滅失し、または甚大な損害を受けたため、当該事業所用家屋の全部または一部において行う事業が休止された場合は、その休止された期間に応じて減免されます。

自動車税

災害等により、自動車が使用できなくなり、解体した場合、「り災証明書」など、被害の事実を証明する書類及び自動車を解体した日の確認ができる書類(解体証明書等)を添えて、減額の申立をすると、り災日の翌月分から自動車税が減額されます。

個人の都民税

特別区または市町村が、特別区民税または市町村民税を減免した場合、個人の都民税についても同じ割合で減免されます。減免手続き等の詳細につきましては、区・市役所、町村役場へお問い合わせください。